

第二百九号議案

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（東京都知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に、「総称する」を「いう」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東京都知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東京都知事の選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

第二百九号議案

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例